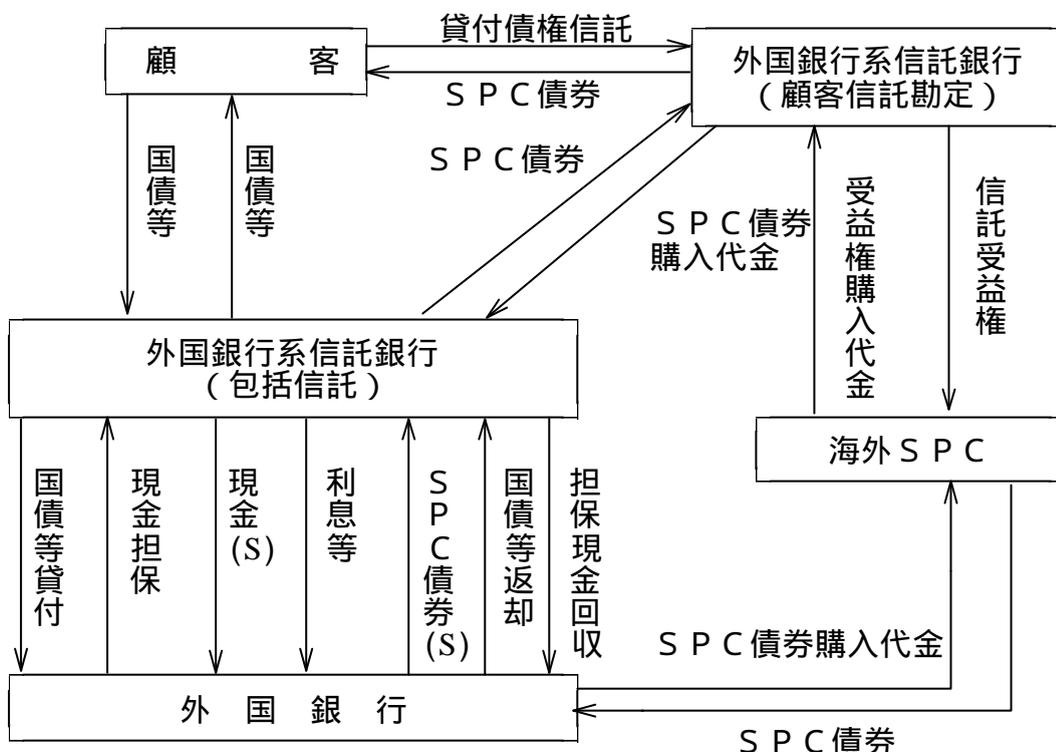


1. 貸付債権流動化スキームの例 スキームの意図

顧客の債権流動化の形をとるものの、その債権のリスクが当該顧客から移転されずに留保される。顧客に生じる効果として、一定期間、開示対象とすべき不良債権の開示と当該債権に対する貸倒引当金の計上を回避する。



(スキームの概要)

顧客は信託銀行において、不良債権等に簿価で貸付債権信託を設定する。

信託銀行は信託受益権を簿価のまま海外SPCに譲渡する。したがって、信託勘定では売却損は認識されないこととなる。

海外SPCが信託受益権を担保に発行したSPC債券(資産担保債券)を外国銀行が購入する。

<反面、顧客は信用補完のため次の取引を実行する。>

顧客は信託銀行において、国債等に包括信託を設定する。

信託銀行は外国銀行に、包括信託から国債等を貸し付ける。

国債貸付の担保として、現金を外国銀行から包括信託に差し入れる。

スワップ契約により、包括信託から外国銀行に現金を支払う(トータルリターンズワップのスタート)。

外国銀行から海外SPCへSPC債券購入代金を支払う。

海外SPCから信託銀行へ受益権購入代金を支払う。

トータルリターンズワップ期間中、金利スワップ利息の受払い差額等を支払う。

<さらに数年後>

当該スワップ契約により、包括信託は外国銀行からオプションの行使を受けた後、最終交換として外国銀行からSPC債券を購入する(トータルリターンズワップのエンド)。

包括信託は手持ちのSPC債券を貸付債権信託に売却する。

外国銀行は国債等を包括信託に返却するとともに、担保提供した現金を回収する。

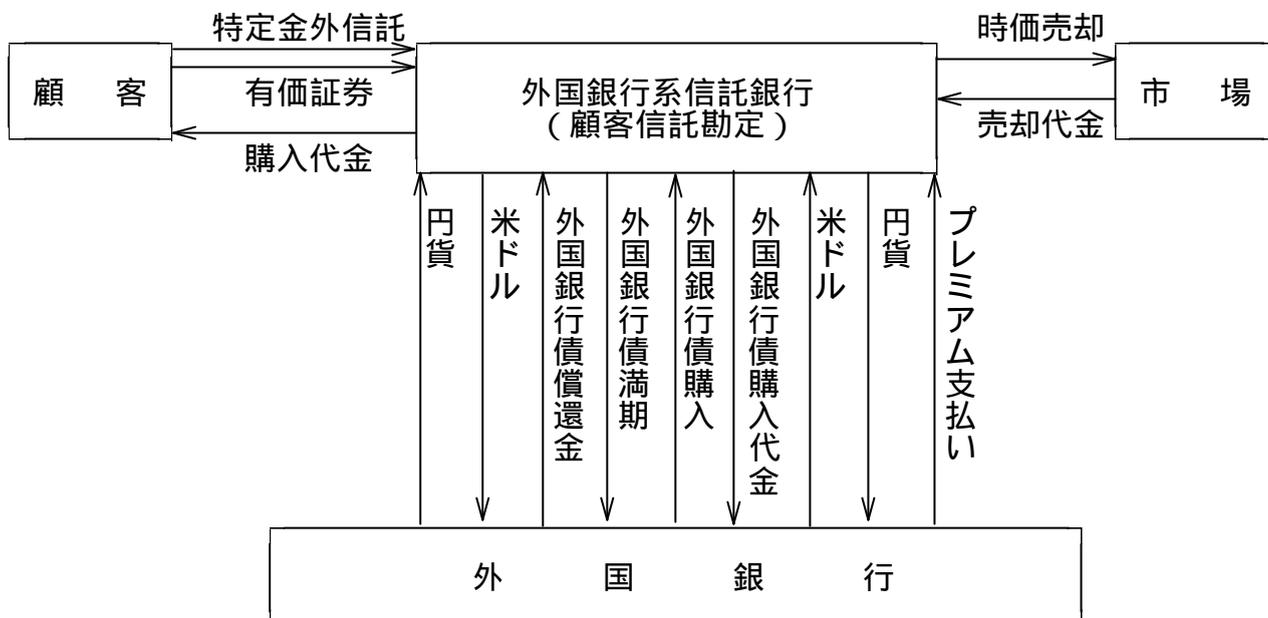
包括信託が解約され、国債等が返却される。

貸付債権信託が解約され、顧客はSPC債券を受領する。

(SPC債券の担保資産の価値は、不良債権等の信用状態が回復しない限り当初の不良債権等の時価相当額となる。)

2. 有価証券含み損先送りスキームの例 スキームの意図

顧客の含み損を抱えた有価証券の売却損を、スワップを行う権利（オプション）のプレミアム（利益）で一時的に穴埋めする。
顧客に生じる効果として、保有有価証券の含み損を外国銀行債購入資金から将来発生するはずの受取利息と相殺する。



（スキームの概要）

顧客は信託銀行に特定金外信託を設定し、信託元本として現金を信託する。

信託勘定は顧客の含み損を抱えた有価証券を簿価で購入する。顧客の有価証券はオフバランスとなり、また、売却時に売却損も発生しない。

信託勘定は、当該有価証券を市場において時価で売却し、売却損が発生する。

外国銀行が信託勘定にスワップを行う権利（オプション）のプレミアムを支払い、直後に外国銀行がオプションを行使することにより、信託勘定に受取オプション料（利益）が発生する。これにより信託勘定の売却損は、受取オプション料の利益と相殺される。

<スワップ等の取引>

信託勘定と外国銀行は、信託元本（損失の穴埋めされたもの、円キャッシュ）と米ドルを交換する。

信託勘定は米ドルで外国銀行発行の外国銀行債（ゼロ・クーポン債）を購入する。

<10 数年程度経過後>

外国銀行債（ゼロ・クーポン債）の満期日に、外国銀行は信託勘定に対し、米ドルで償還する。

信託勘定と外国銀行は、当該米ドルと円を交換する。交換レートは、信託勘定が当初の信託元本相当額を受け取るように設定する。